



令和2年7月31日

政策統括官付参事官付社会統計室

室 長 小西 香奈江

室 長 補 佐 北 恭子

(担 当) 介護統計第一・二係

(代表電話) 03-5253-1111(内線7567.7568)

(直通電話) 03-3595-3107

平成30年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況 (1) 施設・事業所数 (2) 施設別定員の状況 (3) 介護保険施設の定員、在所(院)者数、利用率 (4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	3頁 4頁 4頁 5頁
2 従事者の状況 (1) 職種別従事者数 (2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	6頁 7頁
3 利用者の状況 (1) 利用者 1 人当たり利用回数(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況	8頁 9頁
田語の定義	10百

平成30年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。 アドレス(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。 (医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については都道府県及び事業所の規模(通所介護については都道府県)を層として層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

	調了	查客体数 ¹⁾	回収客体数2)	集計客体数3)	回収率(%)4)
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問入浴介護		1 780	1 430	1 374	80. 3
介護予防訪問看護ステーション		11 065	10 007	9 743	90. 4
介護予防通所リハビリテーション		8 275	7 552	7 359	91. 3
介護予防短期入所生活介護		11 006	9 965	9 880	90. 5
介護予防短期入所療養介護		5 244	4 795	4 741	91. 4
介護予防特定施設入居者生活介護		4 835	4 264	4 248	88. 2
介護予防福祉用具貸与		7 971	6 204	6 106	77.8
特定介護予防福祉用具販売		8 028	6 237	6 135	77.7
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護		4 054	3 643	3 384	89. 9
介護予防小規模多機能型居宅介護		5 060	4 415	4 354	87.3
介護予防認知症対応型共同生活介護		13 375	12 056	11 954	90. 1
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	*	3 252	3 086	3 084	94. 9
居宅サービス事業所					
訪問介護	*	14 675	11 597	11 074	79. 0
訪問入浴介護		1 956	1 584	1 525	81.0
訪問看護ステーション		11 313	10 225	9 950	90. 4
通所介護	*	15 173	13 278	13 197	87. 5
通所リハビリテーション		8 359	7 629	7 431	91.3
短期入所生活介護		11 542	10 439	10 346	90.4
短期入所療養介護		5 376	4 918	4 866	91.5
特定施設入居者生活介護		5 215	4 597	4 583	88. 1
福祉用具貸与		8 076	6 261	6 156	77. 5
特定福祉用具販売		8 058	6 253	6 152	77.6
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1 025	861	826	84. 0
夜間対応型訪問介護		241	192	179	79. 7
地域密着型通所介護		20 534	17 081	16 763	83. 2
認知症対応型通所介護		4 386	3 958	3 682	90. 2
小規模多機能型居宅介護		5 565	4 872	4 806	87. 5
認知症対応型共同生活介護		13 699	12 362	12 299	90. 2
地域密着型特定施設入居者生活介護		328	298	298	90. 9
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		516	470	466	91. 1
地域密着型介護老人福祉施設		2 319	2 147	2 144	92.6
居宅介護支援事業所	*	11 069	9 549	8 729	86. 3
介護保険施設					_
介護老人福祉施設		8 103	7 437	7 433	91.8
介護老人保健施設		4 338	3 990	3 989	92.0
介護医療院		62	56	56	90. 3
介護療養型医療施設		1 048	963	943	91. 9

注:1)調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

²⁾回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

³⁾集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

⁴⁾ 回収率(%)=「回収客体数²」:「調査客体数¹」×100で算出している。

3 調査の時期

平成30年10月1日

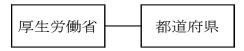
4 調査事項

- (1) 基本票
 - ① 施設基本票: 法人名、施設名、所在地、活動状况、定員
 - ② 事業所基本票: 法人名、事業所名、所在地、活動状況
- (2) 詳細票
 - ① 介護保険施設: 開設・経営主体、在所(院)者数、居室等の状況、従事者数等
 - ② 居宅サービス事業所等: 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

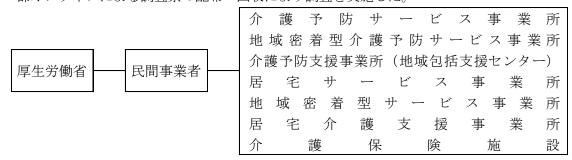
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及 び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。
- (5) 詳細票については、平成30年調査以降、全数調査から標本調査への移行により、結果は推計値となるため、平成29年調査以前の調査結果との比較には留意が必要である。
 - 詳細は厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html) を参照。
- (6) 表1、表2以外の平成30年の数値は推計値である。

結果の概要

この結果は、平成30年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1)施設•事業所数

介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が35,111 事業所、訪問看護ステーションが10,884 事業所、通所介護が23,861 事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が975 事業所、小規模多機能型居宅介護が5,469 事業所、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)が512 事業所となっており、介護保険施設では、介護老人福祉施設が8,097 施設、介護老人保健施設が4,335 施設、介護医療院が62 施設、介護療養型医療施設が1,026 施設となっている(表1)。

表1 施設•事業所数(基本票)

各年10月1日現在

	平成30年	平成29年		<u> </u>
	(2018)	(2017)	増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 715	1 865	△ 150	△ 8.0
介護予防訪問看護ステーション	10 654	10 133	521	5. 1
介護予防通所リハビリテーション	8 062	7 837	225	2.9
介護予防短期入所生活介護	10 906	10 729	177	1.6
介護予防短期入所療養介護	5 182	5 223	△ 41	△ 0.8
介護予防特定施設入居者生活介護	4 816	4 657	159	3.4
介護予防福祉用具貸与	7 773	7 948	△ 175	\triangle 2.2
特定介護予防福祉用具販売	7 830	8 043	△ 213	△ 2.6
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 754	3 849	△ 95	\triangle 2.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 972	4 842	130	2.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 251	12 952	299	2.3
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 147	5 020	127	2.5
居宅サービス事業所				
訪問介護	35 111	35 311	△ 200	△ 0.6
訪問入浴介護	1 885	1 993	△ 108	△ 5.4
訪問看護ステーション	10 884	10 305	579	5.6
通所介護	23 861	23 597	264	1. 1
通所リハビリテーション	8 142	7 915	227	2.9
短期入所生活介護	11 434	11 205	229	2.0
短期入所療養介護	5 316	5 359	△ 43	△ 0.8
特定施設入居者生活介護	5 198	5 010	188	3.8
福祉用具貸与	7 866	8 012	△ 146	△ 1.8
特定福祉用具販売	7 862	8 072	△ 210	△ 2.6
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	975	861	114	13. 2
夜間対応型訪問介護	221	217	4	1.8
地域密着型通所介護	19 963	20 492	△ 529	△ 2.6
認知症対応型通所介護	4 065	4 146	△ 81	△ 2.0
小規模多機能型居宅介護	5 469	5 342	127	2.4
認知症対応型共同生活介護	13 618	13 346	272	2.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	328	320	8	2.5
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	512	390	122	31.3
地域密着型介護老人福祉施設	2 314	2 158	156	7. 2
居宅介護支援事業所	40 956	41 273	△ 317	△ 0.8
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 097	7 891	206	2.6
介護老人保健施設	4 335	4 322	13	0.3
介護医療院	62	•		
介護療養型医療施設	1 026	1 196	△ 170	△ 14.2

注:複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2)施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 558,584 人、介護老人保健施 設が 373,593 人、介護医療院が 4,533 人、介護療養型医療施設が 44,635 人となっている(表 2)。

表2 施設数、定員(基本票)

各年10月1日現在

	施記	没数	定員	.(人)
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
介護老人福祉施設	8 097	7 891	558 584	542 498
介護老人保健施設	4 335	4 322	373 593	372 679
介護医療院	62		4 533	
介護療養型医療施設 ¹⁾	1 026	1 196	44 635	53 352

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3)介護保険施設の定員、在所(院)者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が69.1人、介護老人保健施設が86.2人、介護医療院が74.0人、介護療養型医療施設が43.4人、1施設当たり在所(院)者数は、それぞれ66.2人、76.8人、67.3人、39.1人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護医療院、介護療養型医療施設で9割を超えている(表3)。

表3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率(詳細票)

各年10月1日現在

	н г	10月1日先任					
	1施設当たり	役当たり定員(人) 1施設当たり9月末の 在所(院)者数(人)			9月末の利用率(%) ¹⁾		
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	
介護老人福祉施設	69. 1	68. 9	66. 2	66. 6	95.8	96. 6	
介護老人保健施設	86. 2	86. 3	76.8	77. 4	89. 2	89.7	
介護医療院	74. 0	•	67. 3		91.0		
介護療養型医療施設 ²⁾	43. 4	44. 7	39. 1	40.3	90.0	90. 1	
診療所(再掲)	9. 0	9. 0	6.6	6.5	73. 6	71. 9	

注:平成30年は推計値によるものであり、平成29年との比較には留意が必要である。

- 1) 「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。
- 2) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)」が 94.9%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 75.6%、95.0%、83.9%とそれぞれ最も多くなっている (表4)。

介護サービス事業所の種類ごとに開設(経営)主体別事業所数をみると、多くのサービスで「営利法人(会社)」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている(表5)。

表4 開設主体別施設数の構成割合(詳細票)

(単位:%) 平成30年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・ 一部 事務組合	日本赤 十字社· 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉協議会	社会福祉 法人(社会 福祉協議会 以外)	医療法人	社団·財団 法 人	その他の 法 人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.5	3.0	1.3	0.1	0.2	94.9		-	0.0	
介護老人保健施設	100.0	-	3.4	0.5	1.6	-	15.0	75.6	2.8	0.9	0.1
介護医療院	100.0	-	-	-	1.7	-	1.7	95.0	-	-	1.7
介護療養型医療施設	100.0	-	4.9	0.2	1.3	-	0.8	83.9	2.2	0.5	6.1

表5 開設(経営)主体別事業所数の構成割合(詳細票)

(単位:%) 平成30年10月1日現在

	総 数	地方公共 団 体	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉法人	医療法人	社団・ 財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	特 定 非営利 活動法人 (NPO)	その他
居宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.3		16.8	6.0	1.3	2.3	67.6	5.3	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.1		32.5	1.6	0.5	0.7	64.1	0.5	=
訪問看護ステーション	100.0	2.0	1.9	6.5	26.3	7.9	1.8	51.4	1.5	0.6
(通所系)										
通所介護	100.0	0.4		37.0	7.8	0.6	1.5	51.0	1.5	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.5	1.3	8.2	77.5	2.6		0.0		7.9
介護老人保健施設	100.0	3.3	1.9	16.0	74.8	3.1		-		0.9
介護医療院	100.0	-	-	-	100.0	-		_		-
医療施設	100.0	1.8	0.7	1.5	79.8	2.2		0.1		13.9
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.5		84.0	3.3	0.1	0.4	10.1	0.4	0.2
短期入所療養介護	100.0	3.6	1.7	12.2	77.6	2.9		_		2.0
介護老人保健施設	100.0	3.4	1.7	15.2	75.7	3.1		_		0.9
介護医療院	100.0	-	4.3	-	91.2	-		-		4.4
医療施設	100.0	4.9	1.2	0.4	85.1	2.2		_		6.2
特定施設入居者生活介護	100.0	0.7		23.1	6.3	0.6	0.4	68.0	0.4	0.6
福祉用具貸与	100.0	0.0		2.4	1.2	0.5	1.6	93.4	0.5	0.3
特定福祉用具販売	100.0	-		1.8	1.0	0.5	1.6	94.5	0.5	0.2
地域密着型サービス事業所										
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	100.0	-		28.8	16.2	1.8	4.0	47.2	1.5	0.5
夜間対応型訪問介護	100.0	0.5		37.1	7.1	2.0	3.7	48.7	0.9	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3		12.2	3.8	0.9	1.1	74.9	6.3	0.5
認知症対応型通所介護	100.0	0.2		43.3	11.6	0.9	1.3	36.9	5.5	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1		31.8	12.6	0.8	2.2	46.7	5.6	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1		24.3	16.2	0.4	0.6	54.2	4.1	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-		31.1	17.4	0.6	0.6	47.9	1.9	0.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	-		19.0	23.5	4.3	2.4	47.2	3.6	-
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	3.7	-	96.3		-				-
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	24.9		54.3	13.5	3.8	1.1	1.6	0.4	0.2
居宅介護支援事業所	100.0	0.7		23.8	16.4	2.4	2.4	50.8	3.1	0.4

注:訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

^{1)「}社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者の状況

(1) 職種別從事者数

職種別に従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 521,855 人、通所介護の介護職員は 215,977 人となっており、介護保険施設では、介護老人福祉施設の介護職員は 280,951 人、介護 老人保健施設の介護職員は127,175人となっている(表6)。

表6 職種別にみた従事者数(詳細票)

(単位:人) 平成30年10月1日現在

(半世.八)	Ð	方 問 ラ	系		通	所 系				その他	L		介護保	険施設	74-11-76133
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護 ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	介護老人 保健施設	所リハヒ・リテー: 介護 医療院	医療施設	短期入所 生活介護 1)	特定施設 入居者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	介護老人福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院	介護療養型 医療施設 2)
総数	551 350	23 567	111 957	465 974	223 897	66 910	71	55 662	348 183	175 776	243 248	460 926	269 559	3 212	48 555
医師				322	138	5 338	8	6 282	12 395			12 398	8 622	349	7 762
看護師 ³⁾		5 537	68 398	36 080	15 905	3 709	2	4 311	19 299	14 016	* 4 984	24 872	28 239	548	8 288
准看護師		3 739	7 398	28 231	11 034	2 587	7	2 206	14 638	7 895	* 3 191	17 846	22 074	451	7 018
機能訓練指導員				57 316	33 521				11 919	6 799		11 369			
看護師(再掲)				22 357	12 815				3 757	2 394		2 998			
准看護師(再掲)				17 575	9 116				3 978	1 584		3 236			
柔道整復師(再掲)				4 200	4 694				706	542		817			
あん摩マッサージ指圧師 (再掲)				1 985	1 981				462	294		637			
はり師・きゅう師(再掲)				388	553				98	55		110			
理学療法士			17 550	※ 6 864	※ 2 826	10 738	7	11 753	※ 1 763	※ 1 274		※ 2 148	13 569	118	2 873
作業療法士			7 615	※ 3 447	※ 1 296	6 415	8	3 838	※ 962	※ 520		※ 1 176	8 813	92	1 402
言語聴覚士			2 147	※ 499	※ 239	1 505	1	1 168	※ 194	※ 136		※ 247	2 189	44	647
介護支援専門員									7 375		** 15 324	13 771	8 722	126	1 582
計画作成担当者										6 648	24 749				
生活相談員·支援相談員				57 287	39 026				14 075	8 137		13 118	9 847		
社会福祉士(再掲)				5 219	2 978				3 237	1 005		3 723	3 456		
介護職員(訪問介護員)	521 855	12 792		215 977	93 875	33 897	36	24 943	203 316	109 801	199 131	280 951	127 175	1 226	15 138
介護福祉士(再掲)	217 459	4 887		83 681	27 752	21 184	21	13 157	115 127	47 648	78 081	163 722	82 275	740	6 967
実務者研修修了者(再掲)	23 175	533													
旧介護職員基礎研修 課程修了者(再掲)	8 639	72													
旧ホームヘルパー1級 研修課程修了者(再掲)	15 111	238													
初任者研修修了者(再掲)	249 870	2 943													
生活援助従事者研修修了 者(再掲)	3 676														
障害者生活支援員												88			
管理栄養士				2 334	459	2 123	3	780	7 259			8 764	5 139	92	1 429
栄養士				1 568	410	377	-	190	2 921			2 250	1 094	27	383
歯科衛生士				585	261	223	-	190				746	646	24	190
調理員				22 564	8 779				19 667			21 936	8 517		
その他の職員	29 495	1 499	8 850	43 710	20 488				35 320	22 479	19 368	43 964	21 305		

注:従事者数は実人員数である。

従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

介護保険施設の職種については抜粋である。

^{「※」}は機能訓練指導員の再掲である。

^{「*」}は介護職員の再掲である。

^{「**」}は計画作成担当者の再掲である。

^{1) 「}短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。 2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

^{3) 「}看護師」は、保健師及び助産師を含む。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.1人、訪問看護ステーションが5.3人、通所介護が7.5人、通所リハビリテーションが7.6人となっている。

平成30年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問介護が88.5人、訪問看護ステーションが88.7人、通所介護が63.5人、通所リハビリテーションが72.4人となっている。(表7)

表7 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

(<u>_</u>	1410月1日901	
		听当たり 換算 ^{‡職} 員数 ¹⁾	常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 ²⁾		
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	
(訪問系)					
訪問介護**	7.1	7.3	88.5	96.3	
訪問入浴介護	5.6	5.5	30.6	31.0	
訪問看護ステーション	5.3	5.1	88.7	93.6	
(通所系)					
通所介護*	7.5	7.4	63.5	71.8	
地域密着型通所介護	3.3	3.2	52.9	53.6	
通所リハビリテーション	7.6	7.7	72.4	75.4	
介護老人保健施設	9.1	9.2	71.1	74.2	
介護医療院	6.2	•	36.5	•	
医療施設	6.2	6.4	74.3	77.0	
(その他)					
短期入所生活介護 ³⁾	14.6	14.3	23.9	24.4	
特定施設入居者生活介護 4)	20.4	20.0			
認知症対応型共同生活介護 4)	11.6	11.6	•••	•••	

注: 平成30年は推計値によるものであり、平成29年との比較には留意が必要である。

介護予防を一体的に行っている事業所は介護予防の従事者・利用者を含めて算出している。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師及び介護職員(訪問介護員)のことである。

「※」は平成29年は介護予防訪問介護、介護予防通所介護を含む。

- 1)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
- 2)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
- 3) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。
- 4)「特定施設入居者生活介護」及び「認知症対応型共同生活介護」については、9月中の延利用者数を調査していない。

3 利用者の状況

(1) 利用者1人当たり利用回数

平成 30 年 9 月中の利用者 1 人当たり利用回数をみると、訪問介護が 19.0 回、通所介護が 8.7 回となっている (表 8)。

表8 利用者1人当たり利用回数(詳細票)

_(単位:回) 各年9月

(手匹・四)	利用者1人当たり利用回数 🗅			
	利用者1人当た	り利用回数 10		
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)		
介護予防サービス事業所	(2010)	(2011)		
(訪問系)				
介護予防訪問入浴介護	4. 1	4.3		
介護予防訪問看護ステーション 2)	4.6	4.7		
(通所系)				
介護予防通所リハビリテーション	5. 4	5. 7		
介護老人保健施設	5. 7	6. 0		
介護医療院	5. 7	•		
医療施設	5. 2	5. 5		
(その他)	0.2	0.0		
介護予防短期入所生活介護 3) 4)	5. 5	5.3		
介護予防短期入所療養介護 4)	4. 9	4.9		
介護老人保健施設	5. 0	4.8		
介護医療院	5.0	1.0		
医療施設	4. 2	5.3		
地域密着型介護予防サービス事業所	1. 2	0.0		
介護予防認知症対応型通所介護	5. 5	5.3		
介護予防小規模多機能型居宅介護	18. 0	17.8		
居宅サービス事業所	10.0	11.0		
(訪問系)				
訪問介護	19.0	19.7		
訪問入浴介護	4.8	5. 0		
訪問 月	6. 7	6. 9		
(通所系)	0. 1	0. 9		
通所介護	8.7	9. 1		
通所リハビリテーション	7.7	8. 2		
介護老人保健施設	8.0	8. 4		
介護医療院	7. 0	0.4		
医療施設	7. 4	7.9		
(その他)	7.4	1. 9		
短期入所生活介護 3 4)	10. 3	10. 2		
短期入所寮養介護4)	7. 4	7.3		
介護老人保健施設	7. 4	7. 2		
介護医療院	7. 7	1. 4		
万		10.0		
<u> </u>	10.7	10.2		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6)	99.0	97.8		
夜間対応型訪問介護	6. 1	7.1		
校间对応望初间升護 地域密着型通所介護	7.6			
地域省有空通所介護 認知症対応型通所介護		8.1		
認知症对応望迪所介護 小規模多機能型居宅介護	9.5	9.7		
	35. 6	35. 5		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	41.5	39. 4		

- 注: 平成30年は推計値によるものであり、平成29年との比較には留意が必要である。
 - 1)事業所ごとにみた「利用者1人当たり利用回数」である。
 - 2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。
 - 3)「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。
 - 4)「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。
 - 5)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。
 - 6)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

平成30年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.6回、介護サービスでは6.1回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護(要支援)度別にみると、「要介護5」が7.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは8.8人、介護サービスでは43.4人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは40.4人、介護サービスでは262.8人となっている。(表9)

表9 要介護(要支援)度別利用者の状況(詳細票)

平成30年9月

	利用者1人当たり 訪問回数(回) ¹⁰	1事業所当たり 利用者数(人) ²⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ²⁾
介護予防サービス 3)	4.6	8.8	40.4
要支援1	3.9	2.9	11. 3
要支援 2	4. 9	5.8	28.8
介護サービス 4)	6. 1	43.4	262.8
要介護 1	5. 2	9.8	50.6
要介護 2	5. 6	11. 2	62.7
要介護 3	5. 9	7. 4	43. 5
要介護 4	6. 5	7.0	45. 4
要介護 5	7.9	6. 9	54.6

注:健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1)事業所ごとにみた「利用者1人当たり訪問回数」である。
- 2)「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。
- 3)「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。
- 4)「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護 (ステーション) 、訪問看護 (ステーション)

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話 及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける ための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、 食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの(厚生労働 大臣が定めるもの)の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回 • 随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症对応型通所介護、認知症对応型通所介護

認知症の要介護者(要支援者)が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症对応型共同生活介護、認知症对応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者(要支援者)が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、 食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下であるものに限る。)で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域 密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保 のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

4 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に 利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護者人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社•社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生(医療)農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生(医療)農業協同組合連合会を「社会福祉法人(社会福祉協議会以外)」として表章した。(老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生(医療)農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。)

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法(平成11年法律103号)の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人(地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む)

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生(医療)農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人(会社)

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社(会社法改正前の有限会社を含む)

(8) 特定非営利活動法人(NPO)

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人

7 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設(事業所)において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者) 及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数(残業を除く)を当該施設(事業所)の 常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数(32時間を下回る場合は32時間)で除し、小数点以下第2 位を四捨五入した数と常勤の専従職員数の合計